

日本ルーラルナーシング学会評議員選出に関する規程

第1条 理事会は、正会員の中から2名選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下「委員会」とする）を組織する。選挙管理委員は選挙権および被選挙権を有する。

第2条 評議員の定数は、正会員10人に1人以上とし、地区別で選出する。但し、会員数が十分なく、選挙において学会の活動に十分な評議員数が得られない場合は、理事長が地区等を考慮し、理事会に対して推薦し、承認を得ることができる。

第3条 選挙人名簿作成時現在、その年度の会費を納入した正会員は選挙権を有する。

第4条 入会年度を含めて3年以上を経過し、第3条に該当する会員は、被選挙権を有する。

第5条 選挙人名簿および被選挙人名簿は、理事会で作成し委員会の承認を得て正会員に配布しなければならない。

第6条 選挙期日は、理事会で決定し、正会員に告示しなければならない。

第7条 選挙は、無記名投票により行う。

第8条 開票は、委員会が行う。

附則 この規程は、平成17年3月3日から施行する。（平成17年4月2日）

附則 この規定は、平成20年4月1日から施行する。（平成18年7月1日改正）

附則 この規定は、平成22年9月4日から施行する。（平成22年9月3日改正）